

# 個人情報保護制度

# I 制度のあらまし

## 1 個人情報保護制度の意義

近年、デジタル技術の飛躍的な進展により、多種多様かつ膨大なデータの収集・分析等が容易かつ高度化しており、様々な個人や事業者等がデジタル社会に参画し、生命、身体、財産といった、人や組織の具体的な権利利益に直接関わるデータが、量的にも質的にも、これまで以上に生成・流通・蓄積・共有等されており、その中で個人情報についても行政機関、民間事業者を問わず、大量かつ多種にわたって、集積・処理されるようになってきている。個人情報及びプライバシーという概念が世の中に広く認識されるとともに、ひとたび個人情報等の不適正な利用等に及んだ場合には個人の権利利益に対する大きな侵害につながるリスクが高まっており、個人に関する情報が本人の知らないうちに、本人の知らないところで悪用されていないか、これまで以上に十分な注意を払って取り扱ってほしいなどの個人の不安感が引き続き高まっている。

愛知県においては、個人情報の取扱いに関する県民の不安を取り除き、個人情報に関する県民の権利利益を保護することを目的として、1992年10月から愛知県個人情報保護条例が全面施行され、その後、2005年4月1日に全部改正して施行、さらに数度にわたって一部改正が行われた。

そして、2023年4月1日からは、個人情報の保護に関する法律が県にも適用されることになったことから、愛知県個人情報保護条例を廃止し、個人情報の保護に関する法律の施行に必要な事項を定めるため、個人情報保護審議会の審議を経て、個人情報の保護に関する法律施行条例を制定し、2023年4月1日から施行している。

## 2 個人情報の保護に関する法律及び個人情報の保護に関する法律施行条例の主な内容

### (1) 目的（法第1条）

この法律は、デジタル社会の進展に伴い個人情報の利用が著しく拡大していることに鑑み、個人情報の適正な取扱いに関し、基本理念及び政府による基本方針の作成その他の個人情報の保護に関する施策の基本となる事項を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにし、個人情報を取り扱う事業者及び行政機関等についてこれらの特性に応じて遵守すべき義務等を定めるとともに、個人情報保護委員会を設置することにより、行政機関等の事務及び事業の適正かつ円滑な運営を図り、並びに個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資することその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

### (2) 個人情報（法第2条第1項）

生存する個人に関する情報であって、次のいずれかに該当するものをいう。

- ア 特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）
- イ 個人識別符号が含まれるもの

### (3) 要配慮個人情報（法第2条第3項）

本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述等が含まれる個人情報をいう。

(4) 保有個人情報（法第 60 条第 1 項）

行政機関等の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該行政機関等の職員が組織的に利用するものとして、当該行政機関等が保有しているものをいう。ただし、行政文書等に記録されているものに限る。

(5) 行政機関等が取り扱う個人情報の保護

ア 保有制限（利用目的の範囲内の保有）（法第 61 条）

法令（条例を含む。）の定める所掌事務又は業務を遂行するため必要な場合に限り、保有する。

利用目的について、具体的かつ個別的に特定する。

利用目的の達成に必要な範囲を超えて保有できない。

イ 本人から直接書面で収集する場合の利用目的の明示（法第 62 条）

直接書面に記録された個人情報を取得するときは、本人に利用目的をあらかじめ明示する。

ウ 漏えい等防止のための安全管理措置（法第 66 条）

漏えい等が生じないよう安全に管理する。従業者・委託先にも安全管理を徹底する。

エ 重大事案について個人情報保護委員会への漏えい等の報告（法第 68 条）

委員会規則で定める漏えい等事案については、委員会への報告と本人への通知を行う。

オ 目的外利用及び提供の制限（法第 69 条及び第 71 条）

利用目的以外のために自ら利用又は提供してはならない。（目的外利用又は提供ができる場合

法第 69 条第 2 項第 1 号から第 4 号まで）

外国にある第三者に提供する場合は、当該提供について、参考情報を提供した上で、あらかじめ本人から同意を得る。

カ 個人情報ファイル簿の作成・公表（法第 75 条）

個人情報ファイルの名称、利用目的、個人情報ファイルに記録される項目等を記載したファイル簿を作成し、総合窓口で一般の閲覧に供するとともに、県の Web ページに掲載する。

キ 開示請求等への対応

（ア）開示請求権（法第 76 条）

何人も、県の機関等に対して、その保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。

県の機関等は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に、次に掲げる情報のいずれかが含まれている場合を除き、当該保有個人情報を開示しなければならない（法第 78 条第 1 項）。

a 開示請求者の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報（第 1 号）

例：法定代理人から虐待を受けている未成年者の児童記録

b 開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を侵害するおそれがあるもの（第 2 号 第三者個人情報）（例外　ただし書イからハまで）

例：相談記録票

c 開示することにより、法人その他の団体又は事業を営む個人の権利、競争上の地位その他

正当な利益を害するおそれがあるもの及び県の機関等の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、当該事業者における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが合理的であると認められる情報（第3号 事業活動情報）

例：境界確定図

d 開示することにより、犯罪捜査等の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると県の機関等が認めることにつき相当の理由がある情報（第5号 犯罪捜査等情報）

例：捜査関係事項照会、回答

e 県の機関並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不當に損なわれるおそれがあるもの（第6号 審議等情報）

例：面接評価票

f 県の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの（第7号 行政運営情報）

(a) 国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ

(b) 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

(c) 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不當に害するおそれ

(d) 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不當に阻害するおそれ

(e) 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

(f) 地方公共団体が経営する企業又は独立行政法人等若しくは地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

例：非違行為に関する報告書

(イ) 裁量的開示（法第80条）

開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示することができる。

(ウ) 保有個人情報の存否に関する情報（法第81条）

開示請求に対して、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(エ) 開示請求に対する措置（法第82条及び第83条、施行条例第3条）

県の機関等は、開示請求に係る保有個人情報の全部若しくは一部を開示するとき、又は全部

を開示しないときは、その旨の決定を原則として開示請求があった日から 15 日以内に行い、開示請求者に対して書面で通知しなければならない。

(オ) 第三者に対する意見書提出の機会の付与（法第 86 条）

県の機関等は、開示請求に係る保有個人情報に県、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外のもの（第三者）に関する情報が含まれているときは、当該第三者に対し、意見書を提出する機会を与えることができる。

第三者が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも 2 週間を置かなければならない。

(カ) 訂正請求権（法第 90 条）

何人も、自己を本人とする保有個人情報の内容が事実でないと思料するときは、県の機関等に対して、その訂正を請求することができる。

(キ) 利用停止請求権（法第 98 条）

何人も、自己を本人とする保有個人情報が次のいずれかに該当すると思料するときは、県の機関等に対して、それぞれの措置を請求することができる。

- a 保有制限（法第 61 条第 2 項）に違反して保有されているとき、不適正な利用の禁止（法第 63 条）に違反して取り扱われているとき、不適正な取得の禁止（法第 64 条）に違反して取得されたものであるとき、又は利用及び提供の制限（法第 69 条第 1 項及び第 2 項）に違反して利用されているとき

当該保有個人情報の利用の停止又は消去

- b 利用及び提供の制限（法第 69 条第 1 項及び第 2 項）又は利用目的以外の目的のための外国にある第三者への提供の制限（法第 71 条第 1 項）に違反して提供されているとき

当該保有個人情報の提供の停止

(ク) 適用除外（法第 124 条）

保有個人情報の開示、訂正及び利用停止の規定は、刑事事件若しくは少年の保護事件に係る裁判、検察官、検察事務官若しくは司法警察職員が行う処分、刑若しくは保護処分の執行、更生緊急保護又は恩赦に係る保有個人情報については適用しない。

ク 行政機関等匿名加工情報提供制度の導入

個人情報の保護に関する法律が改正され、2023 年 4 月から都道府県等には、行政機関等匿名加工情報提供制度の導入が義務付けられた。行政機関等匿名加工情報提供制度とは、行政機関等が保有する個人情報の効果的な利活用が、新たな産業の創出、活力ある経済社会、豊かな国民生活の実現に資することを踏まえ、利用を希望する事業者等及びその提案を毎年度 1 回以上募集し、基準に適合するか審査の上、保有する個人情報について特定の個人を識別することができないように匿名加工した行政機関等匿名加工情報を作成し、事業者等に当該情報を利用させるものである。

(6) 愛知県個人情報保護審議会（法第 105 条、施行条例第 6 条及び第 7 条）

個人情報の保護に関する法律により、その権限に属させられた事項を行わせるため、愛知県個人情報保護審議会を置く。同審議会は、救済機関的性格と運営審議機関的性格を併せ持った機関である。

る。審議会の組織及び運営等に関する事項は施行条例で定めている。

(7) 罰則（法第 176 条、第 180 条、第 181 条、第 183 条、第 185 条及び施行条例第 11 条）

個人情報の保護をより一層実効あるものとするため、県の機関等の職員等が行う一定の行為に対し、刑事罰を課する。

(8) 口頭による保有個人情報の閲覧の求め（施行条例第 5 条）

県の機関等があらかじめ定めた保有個人情報について本人から口頭により閲覧の求めがあった場合においては、当該保有個人情報を閲覧させることができる。

(参考)

保有個人情報に対する請求に係る事務の主な流れ

（保有個人情報の開示、訂正及び利用停止）

